

Ⅱ ばい煙発生施設等一覧表

1 ばい煙発生施設(法施行令別表第1)

項	施設名	用途	規模要件	備考
1	ボイラー(熱風ボイラーを含む)		燃料の燃焼能力(重油換算、以下同様)が50ℓ/h以上(以下伝熱面積が10㎡未満で燃料の燃焼能力が50ℓ/h以上のものを「小型ボイラー」という。)	熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く
2	ガス発生炉 加熱炉	水性ガス又は油ガスの発生に用いる	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が50ℓ/h以上	
3	焙焼炉 焼結炉(ペレット焼成炉を含む) 煨焼炉	金属の精錬又は無機化学工業品の製造に用いる	原料処理能力1t/h以上	14項に掲げるものは除く
4	溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む) 転炉 平炉	金属の精錬に用いる		
5	溶解炉	金属の精製又は鑄造に用いる	火格子面積1㎡以上であるか、羽口面断面積0.5㎡以上であるか、バーナーの燃焼能力50ℓ/h以上であるか、又は変圧器の定格容量200KVA以上	こしき炉、14項及び24項から26項までに掲げるものは除く
6	加熱炉	金属の鍛造、圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理に用いる		
7	加熱炉	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造に用いる		
8	流動接触分解装置のうち触媒再生塔	石油の精製に用いる	触媒に付着する炭素の燃焼能力が200kg/h以上	

項	施設名	用途	規模要件	備考
8 の2	石油ガス洗淨装置に付属する硫黄回収装置のうち燃焼炉		バーナーの燃焼能力が6ℓ/h以上	
9	焼成炉 溶融炉	窯業製品の製造に用いる	火格子面積1㎡以上であるか、バーナーの燃焼能力50ℓ/h以上であるか、又は変圧器の定格容量200KVA以上	
10	反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む） 直火炉	無機化学工業品又は食料品の製造に用いる		26項に掲げるものは除く
11	乾燥炉			14、23項に掲げるものは除く
12	電気炉	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造に用いる	変圧器の定格容量1,000KVA以上	
13	廃棄物焼却炉		火格子面積2㎡以上であるか、又は焼却能力200kg/h以上	
14	焙焼炉 焼結炉（ペレット焼成炉を含む） 溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む） 転 炉 溶解炉 乾燥炉	銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる	原料処理能力が0.5t/h以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が20ℓ/h以上	
15	乾燥施設	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造に用いる	容量が0.1㎡以上	

項	施設名	用途	規模要件	備考
16	塩素急速冷却施設	塩素化エチレンの製造に用いる	原料塩素処理能力（塩化水素については塩素換算量、以下同様）が50kg/h以上	
17	溶解槽	塩化第二鉄の製造に用いる		
18	反応炉	活性炭の製造に用いる	バーナーの燃焼能力が3ℓ/h以上	塩化亜鉛を使用するものに限る
19	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	化学製品の製造に用いる	原料塩素処理能力が50kg/h以上	塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く
20	電解炉	アルミニウムの製錬に用いる	電流容量が30KA以上	
21	反応施設 濃縮施設 焼成炉 溶解炉	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造に用いる	原料燐鉱石処理能力が80kg/h以上であるか、バーナーの燃焼能力が50ℓ/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が200KVA以上	原料として燐鉱石を使用するものに限る
22	凝縮施設 吸収施設 蒸留施設	弗酸の製造に用いる	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kw以上	密閉式のものを除く
23	反応施設 乾燥炉 焼成炉	トリポリ燐酸ナトリウムの製造に用いる	原料処理能力が80kg/h以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が50ℓ/h以上	原料として燐鉱石を使用するものに限る
24	溶解炉	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造に用いる	バーナーの燃焼能力が10ℓ/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が40KVA以上	鉛合金の製造を含む
25	溶解炉	鉛蓄電池の製造に用いる	バーナーの燃焼能力が4ℓ/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が20KVA以上	

項	施設名	用途	規模要件	備考
26	溶解炉	鉛系顔料の製造 に用いる	容量が0.1m ³ 以上である か、バーナーの燃焼能 力が4ℓ/h以上である か、又は変圧器の定格 容量が20KVA以上	
	反射炉			
	反応炉			
	乾燥施設			
27	吸収施設	硝酸の製造に用 いる	硝酸の合成、漂白又は 濃縮能力が100kg/h以 上	
	漂白施設			
	濃縮施設			
28	コークス炉		原料処理能力が20t/日 以上	
29	ガスタービン		燃料の燃焼能力が50ℓ/ h以上	常用・非常用の区分 を届け出る
30	ディーゼル機 関		燃料の燃焼能力が50ℓ/ h以上	常用・非常用の区分 を届け出る
31	ガス機関		燃料の燃焼能力が35ℓ/ h以上	常用・非常用の区分 を届け出る
32	ガソリン機関		燃料の燃焼能力が35ℓ/ h以上	常用・非常用の区分 を届け出る

備考 「重油換算」

「重油換算量」とは、液体燃料は10ℓ、ガス燃料は16m³、固体燃料は16kgが重油10ℓに相当します。(昭和46年8月25日付け環大企第5号環境庁大気保全局長通知)。

なお、ガス機関については次の換算式によってください。(平成29年1月6日付け環水大大発第1701061号環境省水・大気環境局長通知)。

$$\text{重油換算量 (ℓ/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (Nm}^3\text{/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/Nm}^3\text{)} / \text{重油発熱量 (kJ/ℓ)}$$

ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は40,000kJ/ℓとすること。

2 揮発性有機化合物(VOC)排出施設(法施行令別表第1の2)

項番号	揮発性有機化合物排出施設の種類	規模要件
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m ³ /h以上
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が100,000m ³ /h以上
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が10,000m ³ /h以上
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /h以上
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が15,000m ³ /h以上
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が7,000m ³ /h以上
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が27,000m ³ /h以上
8	工業製品の洗浄施設(乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上
9	ガソリン、原油、ナフサ、その他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000kℓ以上

注1) 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

注2) 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものに限る。

3 一般粉じん発生施設(法施行令別表第2)

項	施設名	規模要件	備考
1	コークス炉	原料処理能力 50 t/日以上	
2	鉱物又は土石の堆積場	面積 1,000m ² 以上	鉱物にコークスを含む。
3	ベルトコンベア	ベルト幅 75cm以上	鉱物、土石又はセメントに用いるものに限る。但し、密閉式のものを除く。
	バケットコンベア	バケット内容積 0.03m ³ 以上	
4	破碎機	原動機の定格出力 75kw以上	鉱物、岩石又はセメントに用いるものに限る。但し、湿式のもの及び密閉式のもの
	摩砕機		
5	ふるい	原動機の定格出力 15kw以上	ものを除く。

注1) 「鉱物」とは鉱業法第3条第1項に規定されているもの(石綿を除く。)のほか、ボーキサイト、岩塩等の外国産の鉱物、コークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイト等をいい、アスファルト廃材も含む。また、「土石」は「鉱物」、「岩石」以外のもので石炭灰、埋め立て用砂、海砂、コンクリート廃材も含む。

注2) 建築現場などで、長期(3ヶ月以上)にわたって使用する場合は、原則として対象となる。

4 特定粉じん発生施設(法施行令別表第2の2)

項	施設名	規模要件	備考
1	解綿用機械	原動機の定格出力 3.7kw以上	石綿を含有する製品の製造に用いるものに限る。但し、湿式のもの及び密閉式のものを除く。 * 特定粉じんの敷地境界基準は、工場等の敷地境界で10本/ℓ以下
2	混合機	原動機の定格出力 3.7kw以上	
3	紡織用機械	原動機の定格出力 3.7kw以上	
4	切断機	原動機の定格出力 2.2kw以上	
5	研磨機	原動機の定格出力 2.2kw以上	
6	切削用機械	原動機の定格出力 2.2kw以上	
7	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力 2.2kw以上	
8	プレス(剪断加工用に限る)	原動機の定格出力 2.2kw以上	
9	穿孔機	原動機の定格出力 2.2kw以上	

※ 現在、道内に特定粉じん発生施設は設置されておりません。

また、石綿等(石綿及び石綿を0.1%以上含有する製剤その他の物)の製造等については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号)により、平成18年9月1日から全面禁止されており、今後も設置されることはないと考えられます。

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(平成元年12月27日 環大企第490号 環境庁大気保全局長)

第1 特定粉じん発生施設に関する事項

- 法第2条第7項に規定する特定粉じん発生施設は、大気汚染防止法施行令第3条の2により令別表第2の2に掲げられているとおりであるが、同表備考にある「石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限る。」とは、石綿を原料として製品を製造する場合にとどまらず、例えば、石綿紡織品や石綿スレート等の石綿製品等を材料として、これに切断等の工作を加えて新たな製品を製造(いわゆる加工)する場合も含む概念であること。
- 同表備考にある「湿式のもの」とは、当該施設において取り扱われる原材料が、既に水又はその他の液体と混合されているなど、湿潤な状態にあることにより、施設から発生する石綿が実際上ないと考えられるものをいうこと。また、「密閉式のもの」とは、当該施設が常時密閉されていることにより、施設内において発生した石綿が施設外の大気中に排出され、又は飛散しないものをいうこと。

5 特定粉じん排出等作業(法施行令第3条の4)

- (1) 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- (2) 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

特定建築材料（法施行令第3条の3）

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料である。

- * 建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調整に際して石綿を意図的に含有させたもので、それが不明な場合は、石綿の重量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるもの。

・解体等工事に係る調査（法第18条の15第1項～第2項）

解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、

- ① 設計図書その他の書面による調査
- ② 特定建築材料の有無の目視による調査

を行い、発注者に対し、当該調査の結果等を記載した書面を交付して説明しなければならない（ただし、解体等工事が、平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが①により明らかである場合は、②は不要。）。

①②により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行うか、特定工事に該当するものとみなして措置を講じなければならない。

事前調査は、調査を適切に行うために必要な知識を有する者として、

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
- 令和5年10月1日より前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

が行わなければならない。

・解体等工事に係る説明（法第18条の15第3項～第5項）

解体等工事の元請業者は、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを、解体等工事が終了した日から3年間保存しなければならない。

解体等工事の自主施工者は、事前調査に関する記録を作成し、解体等工事が終了した日から3年間保存しなければならない。

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、事前調査の結果を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

・解体等工事に係る報告（法第18条の15第6項）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

報告の対象（法施行規則第16条の11第1項）

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事で、床面積の合計が80㎡以上の場合
- ② 建築物を改造又は補修する作業を伴う建設工事で、請負金額の合計が100万円以上の場合（事前調査の費用は除き、材料費及び消費税を含む）
- ③ 工作物*を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事で、請負金額の合計が100万円以上の場合（事前調査の費用は除き、材料費及び消費税を含む）

＊ 事前調査結果の報告対象工作物（令和2年環境省告示第77号）

- ・ 反応炉
- ・ 加熱炉
- ・ ボイラー及び圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備
- ・ 配電設備
- ・ 送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家
- ・ 遮音壁
- ・ 軽量盛土保護パネル
- ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

報告の内容（法施行規則第16条の11第2項）

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など

報告の方法（法施行規則第16条の11第4項）

原則として電子システムによる報告とする（書面による報告も可能）

・ 特定工事の発注者等の配慮等（法第18条の16）

特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

・ 特定粉じん排出等作業の実施届出（法第18条の17）

特定工事のうち、以下の排出等作業（届出対象特定工事）の発注者又は自主施工者は、当該定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。

- 吹付け石綿（いわゆるレベル1建材）
- 石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル2建材）

・ 作業の実施の期間

作業の実施の期間のうち作業の開始日は、特定建築材料の排出等に係る足場作り、養生等の除去等に係る一連の作業の開始日である。

6 指定物質排出施設(法施行令別表第6)

項	施設の種類	規模要件
1	ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力が1,000m ³ /h以上
2	コークス炉	原料の処理能力が20 t/日以上
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く）	
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く）	
5	ベンゼンの貯蔵タンク	容量が500kℓ以上
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設（密閉式のものを除く）	ベンゼンの処理能力が1 t/h以上
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下トリクロロエチレン等という）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力が1,000m ³ /h以上
8	トリクロロエチレン等の混合施設（密閉式のものを除く）	混合槽の容量が5 kℓ以上
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く）	
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く）	トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3 m ² 以上
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機	処理能力が30kg/回以上

7 水銀排出施設(法施行令第3条の5)

水銀に関する水俣条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第8条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するもの。

<p>附属書D 水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源の一覧</p> <p>特定可能な発生源の分類</p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー 非鉄金属(注)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程 廃棄物の焼却設備 セメントクリンカーの製造設備 <p>(注) この附属書の適用上、「非鉄金属」とは、鉛、亜鉛、銅及び工業金をいう。</p>
--

水銀排出施設に係る基準(施行規則第5条の2)については、37ページの「水銀排出施設に係る排出基準」を参照。

水銀排出施設(法施行規則別表第3の3)

項	施設の種 類	規 模 要 件 等
1	令別表第1の1に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(石炭を専焼させるものを除く。)	バーナーの燃焼能力が10万ℓ/h未満のもの
2	令別表第1の1に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(上記以外のもの)	バーナーの燃焼能力が10万ℓ/h以上のもの又は石炭を専焼させるもの
3	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち1次精錬の用に供する施設	銅又は金の精錬の用に供するもの(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
4		鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)
5	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち2次精錬の用に供する施設	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの
	令別表第1の24の項に掲げる溶解炉	鉛の2次精錬(鉛合金の製造を含まない。)の用に供するもの
	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の3の項に掲げる施設	専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。
6	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設うち2次精錬の用に供する施設	金の精錬の用に供するもの(専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
7	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉	セメントの製造の用に供するもの
8	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設若しくは廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号に掲げる施設	火格子面積が2㎡以上であるか、若しくは焼却能力が200kg/h以上であるもの(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。)

項	施 設 の 種 類	規 模 要 件 等
9	廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ(2)若しくは同令第6条の5第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設	回収時に加熱工程を含む施設に限る。

- ◎1 「1次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち硫化鉍の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉍の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。
- 2 「2次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち1次精錬の用に供する施設以外のものをいう。

8 水銀等の要排出抑制施設(法施行令別表第4の2)

1	製鉄の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)
2	製鋼の用に供する電気炉